令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の状況

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （ 14.98 ）	－ （ 19.98 ）	8.0 （ 25.0 ）	－ （ 350.0 ）

備考・「－」を表記しているのは、比率が算定されなかったことを表す。

・括弧内は、本町の早期健全化基準である。

令和7年度決算に基づく資金不足比率の状況

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率
本部町水道事業会計	－ （ 20.0 ）
本部町公共下水道特別会計	－ （ 20.0 ）

備考・「－」を表記しているのは、比率が算定されなかったことを表す。

・括弧内は、本町の経営健全化基準である。

健全化判断比率の推移

（単位：%）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実質赤字比率 （ 14.98 ）	－	－	－	－
連結実質赤字比率 （ 19.98 ）	－	－	－	－
実質公債費比率 （ 25.0 ）	10.3	10.1	9.3	8.0
将来負担比率 （ 350.0 ）	－	－	3.8	－

備考・「－」を表記しているのは、比率が算定されなかったことを表す。

・括弧内は、本町の早期健全化基準である。

資金不足比率の推移

（単位：%）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金不足比率 （水道事業） （ 20.0 ）	－	－	－	－
資金不足比率 （下水道事業） （ 20.0 ）	－	－	－	－

備考・「－」を表記しているのは、比率が算定されなかったことを表す。

・括弧内は、本町の事業区分及び経営健全化基準である。

【健全化判断比率等の解説】

1. はじめに

平成19年6月に、財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）」が成立しました。

この財政健全化法は、財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率」の公表と、その比率に応じた財政健全化計画などの策定を義務付け、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐため、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的としています。

2. 健全化判断比率等とは？

健全化判断比率は、次の①実質赤字比率から④将来負担比率までの4つからなり、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならず、また、④将来負担比率を除く、①～③の 3 つの比率のいずれかが、財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることになります。

また、上下水道事業などの公営企業の経営の健全化では、⑤資金不足比率が設定されており、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めることになります。

①実質赤字比率
- ・定義【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】
- ・意味【福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すための比率】

②連結実質赤字比率
- ・定義【全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率】
- ・意味【すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すための比率】

③実質公債費比率
- ・定義【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】
- ・意味【借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標】

④将来負担比率
- ・定義【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】
- ・意味【地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標】

⑤資金不足比率
- ・定義【公営企業ごとの資金不足額の事業の規模（営業収益）に対する比率】
- ・意味【公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すための比率】